

(2022年6月1日改定)

改定前	改定後
<p>田中貴金属工業の特定保管サービス 「ゴールド・キーパー」約款</p> <p>第1条（目的） 田中貴金属工業株式会社（以下「弊社」といいます）は、お客様との間において、弊社の製造に係る金地金およびプラチナ地金（以下併せて「地金」といいます）の寄託契約を締結し、お客様が弊社に持込まれ、または弊社より購入された地金を弊社所有の地金と区別して保管するサービスおよびお預りした地金（以下「お預り地金」といいます）と同種、同等の地金による返却サービスに<u>売却サービス</u>を追加した特定保管サービス「ゴールド・キーパー」（以下「ゴールド・キーパー」といいます）を実施しております。 本約款は、お客様がゴールド・キーパーを利用して弊社と取引される場合の手続きおよびかかる地金の寄託契約（以下「本寄託契約」といいます）の基本的内容を規定するものです。</p> <p>第2条（サービス内容） ゴールド・キーパーのサービス内容は、次のとおりです。 (1) 持込預りサービス お客様が所有している地金（弊社製地金に限ります）をお預りするサービス。なお、お預りする地金の単位は第6条の規定によるものとします。 (2) 購入預りサービス お客様が、弊社の別途指定するゴールド・キーパー取扱店（以下「取扱店」といいます）</p>	<p>田中貴金属工業の特定保管サービス 「ゴールド・キーパー」約款</p> <p>第1条（目的） 田中貴金属工業株式会社（以下「弊社」といいます）は、お客様との間において、弊社の製造に係る金地金およびプラチナ地金（以下併せて「地金」といいます）の寄託契約を締結し、お客様が弊社に持込まれ、または弊社より購入された地金を弊社所有の地金と区別して保管するサービスおよびお預りした地金（以下「お預り地金」といいます）と同種、同等の地金による返却<u>または金銭による返却（現金化）</u>サービスを追加した特定保管サービス「ゴールド・キーパー」（以下「ゴールド・キーパー」といいます）を実施しております。 本約款は、お客様がゴールド・キーパーを利用して弊社と取引される場合の手続きおよびかかる地金の寄託契約（以下「本寄託契約」といいます）の基本的内容を規定するものです。</p> <p>第2条（サービス内容） ゴールド・キーパーのサービス内容は、次のとおりです。 (1) 持込預りサービス お客様が所有している地金（弊社製地金に限ります）をお預りするサービス。なお、お預りする地金の単位は第6条の規定によるものとします。 (2) 購入預りサービス お客様が、弊社の別途指定するゴールド・キーパー取扱店（以下「取扱店」といいます）</p>

の店頭で購入する地金を同時にお預りするサービス。なお、お預りする地金の単位は第6条の規定によるものとします。

(3) 返却サービス

お預り地金の返却サービス。なお、返却サービスに関しては、第12条の規定によるものとします。

(4) 売却サービス

お客様のご要望に基づきお預り地金の売却サービス。なお、売却サービスに関しては、第13条の規定によるものとします。

第3条～第8条（条文省略）

第9条（善管注意義務）

1. 弊社は、お客様がお預り地金の返却サービスまたは売却サービスを受けるまでの間、お預り地金を善良なる管理者としての注意をもって保管します。

2. （条文省略）

第10条～第11条（条文省略）

第12条（返却サービス）

1. お預り地金の返却サービスにおいて、返却する地金が金地金の場合は1kg以上1kg単位とし、プラチナ地金の場合は500g以上500g単位とします。

の店頭で購入する地金を同時にお預りするサービス。なお、お預りする地金の単位は第6条の規定によるものとします。

(3) 地金による返却サービス

お預り地金の返却サービス。なお、地金による返却サービスに関しては、第12条の規定によるものとします。

(4) 金銭による返却（現金化）サービス

お客様のご要望に基づき、お預り地金を、地金による返却に代えて、ロンドン地金市場協会（LBMA）およびロンドン・プラチナ・パラジウム・マーケット（LPPM）の公認溶解検定業者として登録されている弊社を通じて、お預り地金に相当する公認ブランド地金を取引市場で売却し、その代金相当額から弊社所定の手数料相当額を控除した額として弊社所定の金銭を返却するサービス。なお、金銭による返却サービスに関しては、第13条の規定によるものとします。

第3条～第8条（現行どおり）

第9条（善管注意義務）

1. 弊社は、お客様がお預り地金の地金または金銭による返却サービスを受けるまでの間、お預り地金を善良なる管理者としての注意をもって保管します。

2. （現行どおり）

第10条～第11条（現行どおり）

第12条（地金による返却サービス）

1. お預り地金の地金による返却サービスにおいて、返却する地金が金地金の場合は1kg以上1kg単位とし、プラチナ地金の場合は500g以上500g単位とします。

2. お客様は、弊社所定の返却申込書を弊社に郵送することにより、お預り地金の返却サービスを申込みことができます。取扱店の店頭ではお取扱いができません。

3. 前項の返却サービスを利用される場合、お客様は、弊社所定の返却手数料を弊社指定の方法により支払うものとします。但し、弊社は返却手数料を一定期間無料とすることがあります。

4. 弊社は、第2項所定の返却申込書を受理し、相当の注意をもって利用者番号と届出印の印影確認を行った上でお客様にお預り地金を返却した場合は、本人確認に関するあらゆる責任を免れるものとします。

5. 弊社は返却サービスの履行にあたっては、返却サービスの内容を記載した書面をお客様に送付します。

6. 弊社は、お預り地金の発送を、特段の事情がある場合を除き、返却申込書の受理日から弊社の7営業日以内に、お客様の登録住所宛てに弊社所定の方法により送付いたします。この場合、送料はお客様の負担とします。

7. (条文省略)

8. お客様は、返却サービスによりお預り地金を受領した場合は、受領後7日以内に物品受領書を弊社宛てに送付するものとします。もし、お預り地金受領後7日以内に物品受領書が弊社に到達しない場合は、お預り地金の引渡しは完全に終了したものとみなします。

9. (条文省略)

#### 第13条 (売却サービス)

1. お預り地金の売却サービスにおいて、売却できる地金は100g以上100g単位とします。

2. お客様は、弊社所定の申込書を弊社に郵送することにより、お預り地金の地金による返却サービスを申込みことができます。取扱店の店頭ではお取扱いができません。

3. 地金による返却サービスを利用される場合、お客様は、弊社所定の返却手数料を弊社指定の方法により支払うものとします。但し、弊社は返却手数料を一定期間無料とすることがあります。

4. 弊社は、第2項所定の申込書を受理し、相当の注意をもって利用者番号と届出印の印影確認を行った上でお客様にお預り地金を返却した場合は、本人確認に関するあらゆる責任を免れるものとします。

5. 弊社は地金による返却サービスの履行にあたっては、当該返却サービスの内容を記載した書面をお客様に送付します。

6. 弊社は、お預り地金の発送を、特段の事情がある場合を除き、第2項所定の申込書の受理日から弊社の7営業日以内に、お客様の登録住所宛てに弊社所定の方法により送付いたします。この場合、送料はお客様の負担とします。

7. (現行どおり)

8. お客様は、地金による返却サービスによりお預り地金を受領した場合は、受領後7日以内に物品受領書を弊社宛てに送付するものとします。もし、お預り地金受領後7日以内に物品受領書が弊社に到達しない場合は、お預り地金の引渡しは完全に終了したものとみなします。

9. (現行どおり)

#### 第13条 (金銭による返却サービス)

1. お預り地金の金銭による返却サービスにおいて、金銭による返却の対象とできる地金は

2. お客様は、弊社所定の売却申込書を取扱店の店頭へ提出しまたは弊社に郵送することにより、お預り地金の売却サービスを申込みことができます。

3. 前項の場合、お客様は、弊社所定の売却手数料を弊社指定の方法により支払うものとします。但し、弊社は売却手数料を一定期間無料とすることがあります。

4. 弊社は、売却申込書を受理した時点における弊社店頭買取価格によりお預り地金の売却を行ない、かつ売却に関する書面をお客様にお渡しまたは送付します。

5. 弊社は、売却代金をお客様よりご登録頂いた金融機関口座に売却申込書の受理日から起算して弊社の5営業日以内にお振込みします。この場合、振込手数料はお客様の負担とします。

6. 弊社は、第2項所定の売却申込書を受理し、相当の注意をもって次の確認を行った上で売却サービスを実行したときは、本人確認に関するあらゆる責任を免れるものとします。

- (1) 売却申込書の店頭への提出による場合は、利用者番号と暗証番号の確認
- (2) 売却申込書の弊社への郵送による場合は、利用者番号と届出印の印影の確認

第14条（条文省略）

第15条（中途解約）

1. お客様は、本寄託契約を解約し、お預り地金の返却を受けることができるものとしま

100g以上100g単位とします。

2. お客様は、弊社所定の申込書を取扱店の店頭へ提出しまたは弊社に郵送することにより、お預り地金の金銭による返却サービスを申込みことができます。

（削除）

3. 金銭による返却サービスにおいて会員に返却する金銭（以下「返却金」といいます）の額は、金銭による返却の申込みのあったお預り地金の重量に弊社店頭買取価格を乗じて算出した額によるものとします。弊社は、金銭による返却の計算結果等を記載した書面をお客様にお渡しまたは送付します。

4. 弊社は、返却金をお客様よりご登録頂いた金融機関口座に第2項所定の申込書の受理日から起算して弊社の5営業日以内にお振込みします。この場合、振込手数料はお客様の負担とします。

5. 弊社は、第2項所定の申込書を受理し、相当の注意をもって次の確認を行った上で金銭による返却サービスを実行したときは、本人確認に関するあらゆる責任を免れるものとします。

- (1) 申込書の店頭への提出による場合は、利用者番号と暗証番号の確認
- (2) 申込書の弊社への郵送による場合は、利用者番号と届出印の印影の確認

第14条（現行どおり）

第15条（中途解約）

1. お客様は、本寄託契約を解約し、お預り地金の地金による返却を受けることができるも

す。但し、返却に際しては、第 12 条第 1 項所定の単位をもって行われるものとし、当該単位に満たない地金については、第 13 条所定の売却サービスを利用して売却代金をもって返却されるものとし、本寄託契約の解約については、弊社所定の方法によるものとします。

2. 前項の他、返却または売却によりお預り地金の残高がゼロとなった場合は、その時点をもって本寄託契約は解約されたこととなります。この場合、お客様は、当該解約の内容を、弊社からお客様にお渡しする書面により確認することができます。

#### 第 16 条（契約解除）

##### 1.（条文省略）

2. 弊社は、前項の事由に基づき本寄託契約を解除するとき、お客様の弊社に対する残債務がある場合は、弊社の選択により、当該残債務を別途催告することによりお客様に弁済させる他、お預り地金の一部を売却して当該残債務の弁済に充当することもできるものとします。お客様からのお預り地金に金とプラチナ双方がある場合は、次の順位にて売却します。

(1) 金とプラチナどちらか、第 12 条第 1 項の返却サービスの取扱単位（以下「返却単位」といいます）に満たない重量を優先して売却します。

(2) 双方に返却単位に満たない重量がある場合、まず金の返却単位に満たない重量を優先

のとし、但し、返却に際しては、第 12 条第 1 項所定の単位をもって行われるものとし、当該単位に満たない地金については、第 13 条所定の金銭による返却サービスに準じて金銭による返却を行い、弊社所定の日時の弊社店頭買取価格を乗じて算出した額の返却金をもって返却されるものとし、本寄託契約の解約については、弊社所定の方法によるものとします。

2. 前項の他、地金または金銭による返却によりお預り地金の残高がゼロとなった場合は、その時点をもって本寄託契約は解約されたこととなります。この場合、お客様は、当該解約の内容を、弊社からお客様にお渡しする書面により確認することができます。

#### 第 16 条（契約解除）

##### 1.（現行どおり）

2. 弊社は、前項の事由に基づき本寄託契約を解除するとき、お客様の弊社に対する残債務がある場合は、弊社の選択により、当該残債務を別途催告することによりお客様に弁済させる他、お預り地金の一部を、次に定める順位にて不足分だけ、第 13 条所定の金銭による返却サービスに準じて金銭による返却を行い、弊社所定の日時の弊社店頭買取価格を乗じて算出した額の返却金を当該残債務の弁済に充当することもできるものとします。

(1) 金とプラチナどちらかに第 12 条第 1 項の地金による返却サービスの取扱単位（以下「返却単位」といいます）に満たない重量がある場合、当該返却単位に満たない重量を優先して返却金による弁済充当の対象とします。

(2) 金とプラチナ双方に返却単位に満たない重量がある場合、まず金の返却単位に満たな

して売却し、次にプラチナの返却単位に満たない重量を売却します。

(3) 双方が返却単位ちょうどの重量の場合、金を優先して売却します。

#### 第 17 条（供託）

お預り地金の発送または売却代金の振込みをしたにもかかわらず、相当期間を経過しても、お客様による受領がない場合、弊社は、お客様に対する何らの通知を要することなく、お預り地金を任意の日時に売却し、売却代金を東京法務局に供託することができるものとします。この場合、お預り地金の発送または売却代金の振込に要した費用はお客様の負担とし、弊社はお預り地金の売却代金の一部をしてこれに充当することができるものとします。

#### 第 18 条（条文省略）

#### 第 19 条（不可抗力）

法令の改廃・官の処分および戦争・暴動等の不可抗力、その他弊社にとってやむを得ない事由により、お客様と弊社との間において本寄託契約を継続しがたい事由が発生した場

い重量を優先して返却金による弁済充当の対象とし、なお債務の弁済に不足があるときはプラチナの返却単位に満たない重量を返却金による弁済充当の対象とします。

(3) 金とプラチナ双方が返却単位ちょうどの重量の場合または前 2 号による弁済充当を行ってもなお債務の弁済に不足がある場合、まず金を返却金による弁済充当の対象とし、なお債務の弁済に不足があるときはプラチナを返却金による弁済充当の対象とします。

#### 第 17 条（供託）

お預り地金の発送をしたにもかかわらず、相当期間を経過しても、お客様による受領がない場合、弊社は、お客様に対する何らの通知を要することなく、当該お預り地金を、任意の日時に第 13 条所定の金銭による返却サービスに準じて金銭による返却を行い、その返却金をお客様の登録された金融機関口座へお振込みすることにより、弊社の義務を履行することができるものとします。当該お振込みができない場合その他返却金についてお客様による受領がない場合、弊社は、当該返却金を東京法務局に供託することができるものとします。この場合、お預り地金の発送または返却金の振込に要した費用はお客様の負担とし、弊社はお預り地金の返却金の一部をしてこれに充当することができるものとします。

#### 第 18 条（現行どおり）

#### 第 19 条（不可抗力）

法令の改廃・官の処分および戦争・暴動等の不可抗力、その他弊社にとってやむを得ない事由により、お客様と弊社との間において本寄託契約を継続しがたい事由が発生した場

合、弊社は本寄託契約に基づく債務を免除されるものとし、次のとおり処理します。

1. 弊社はお客様に対しその旨を通知します。但し、弊社が通常の連絡方法を用いても通知できないときは、通常到達すべきときに上記の通知が到着したものとみなします。
2. 弊社からの通知がお客様に到達した後、10日以内にお客様より弊社指定の方法に従ってお申し出があった場合は、弊社が業務を中止した日現在におけるお預り地金の全量を第12条所定の方法にて速やかにお客様に返却します。
3. 弊社からの通知がお客様に到達した後20日を経過したにもかかわらず、お客様より何らのお申し出がない場合は、弊社は弊社が業務を中止した日現在における弊社店頭買取価格にて、お預り地金の全量を売却させて頂き、当該売却代金をお客様の登録された金融機関口座へお振込みいたします。

第20条～第21条（条文省略）

以上

個人情報の取扱いに関する同意条項

田中貴金属工業株式会社（以下「弊社」といいます）は、本約款に基づくお取引に関連して弊社が取得したお客様の個人情報を、以下のとおり利用等するものとし、お客様はこれに同意するものとし、

合、弊社は本寄託契約に基づく債務を免除されるものとし、次のとおり処理します。

1. 弊社はお客様に対しその旨を通知します。但し、弊社が通常の連絡方法を用いても通知できないときは、通常到達すべきときに上記の通知が到着したものとみなします。
2. 弊社からの通知がお客様に到達した後、10日以内にお客様より弊社指定の方法に従ってお申し出があった場合は、弊社が業務を中止した日現在におけるお預り地金の全量を第12条所定の方法にて速やかにお客様に返却します。
3. 弊社からの通知がお客様に到達した後20日を経過したにもかかわらず、お客様より何らのお申し出がない場合は、弊社は、第13条所定の金銭による返却サービスに準じて金銭による返却を行い、弊社が業務を中止した日現在における弊社店頭買取価格を乗じて算出した額の返却金をお客様の登録された金融機関口座へお振込みすることにより、お預り地金を返却することによりお預り地金の返却に係る義務を履行したものとみなすことができます。

第20条～第21条（現行どおり）

以上

個人情報の取扱いに関する同意条項

田中貴金属工業株式会社（以下「弊社」といいます）は、本約款に基づくお取引に関連して弊社が取得したお客様の個人情報を、以下のとおり利用等するものとし、お客様はこれに同意するものとし、

### 1. 個人情報の利用目的について

弊社は、お客様からご提供いただいた個人情報を、以下の目的に利用させていただきます。

- (1) 弊社とお取引のあるお客様ご本人であるかどうかの確認
- (2) 弊社の各種サービスをご提供する際の判断
- (3) 郵便物や地金などの返却物の送付、及び売却代金などの振込
- (4) 弊社や弊社グループ企業、弊社提携企業各社からの商品・サービスのご案内
- (5) お客様が弊社で購入された地金保管またはお客様からお預りした地金保管の妥当性を証明するための確認業務の実施
- (6) 弊社内で使用する統計資料の作成など、商品・サービスに係る研究・開発
- (7) その他法令に定められた義務を果たす場合

### 2. 個人情報の提供・共同利用について

弊社は、お客様からご承諾いただいた場合、規約・合意等がある場合、法令により必要と判断される場合、お客様または公共の利益のために必要と判断される場合、その他正当な理由のある場合には、弊社の保有する個人情報を第三者に提供することがあります。

また、弊社は、お客様とのお取引の円滑な遂行、お客様に対する商品・サービスのご案内等のために、弊社グループ企業間にて個人情報を共同利用いたします。なお、詳細は、弊社グループホームページ

(<http://www.tanaka.co.jp>) 上の個人情報の共同利用に関する公表事項をご参照ください。

### 1. 個人情報の利用目的について

弊社は、お客様からご提供いただいた個人情報を、以下の目的に利用させていただきます。

- (1) 弊社とお取引のあるお客様ご本人であるかどうかの確認
- (2) 弊社の各種サービスをご提供する際の判断
- (3) 郵便物や地金などの返却物の送付、及び返却金などの振込
- (4) 弊社や弊社グループ企業、弊社提携企業各社からの商品・サービスのご案内
- (5) お客様が弊社で購入された地金保管またはお客様からお預りした地金保管の妥当性を証明するための確認業務の実施
- (6) 弊社内で使用する統計資料の作成など、商品・サービスに係る研究・開発
- (7) その他法令に定められた義務を果たす場合

### 2. 個人情報の提供・共同利用について

弊社は、お客様からご承諾いただいた場合、規約・合意等がある場合、法令により必要と判断される場合、お客様または公共の利益のために必要と判断される場合、その他正当な理由のある場合には、弊社の保有する個人情報を第三者に提供することがあります。

また、弊社は、お客様とのお取引の円滑な遂行、お客様に対する商品・サービスのご案内等のために、弊社グループ企業間にて個人情報を共同利用いたします。なお、詳細は、弊社グループホームページ

(<https://www.tanaka.co.jp>) 上の個人情報の共同利用に関する公表事項をご参照ください。

<p>3. ~5. (条文省略)</p> <p>6. その他個人情報の取扱いについて 弊社グループホームページ (<a href="http://www.tanaka.co.jp">http://www.tanaka.co.jp</a>) では、「個人情報について (Privacy Policy)」を公表しております。</p> <p>本条項に定めのない事項などについては、上記ホームページ上の記載をご参照ください。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>3. ~5. (現行どおり)</p> <p>6. その他個人情報の取扱いについて 弊社グループホームページ (<a href="https://www.tanaka.co.jp">https://www.tanaka.co.jp</a>) では、「個人情報の取扱いについて」を公表しております。</p> <p>本条項に定めのない事項などについては、上記ホームページ上の記載をご参照ください。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
---	---

## 田中貴金属工業の特定保管サービス 「ゴールド・キーパー」約款

### 第1条 (目的)

田中貴金属工業株式会社 (以下「弊社」といいます) は、お客様との間において、弊社の製造に係る金地金およびプラチナ地金 (以下併せて「地金」といいます) の寄託契約を締結し、お客様が弊社に持込まれ、または弊社より購入された地金を弊社所有の地金と区別して保管するサービスおよびお預りした地金 (以下「お預り地金」といいます) と同種、同等の地金による返却または金銭による返却 (現金化) サービスを追加した特定保管サービス「ゴールド・キーパー」 (以下「ゴールド・キーパー」といいます) を実施しております。

本約款は、お客様がゴールド・キーパーを利用して弊社と取引される場合の手続きおよびかかる地金の寄託契約 (以下「本寄託契約」といいます) の基本的内容を規定するものです。

### 第2条 (サービス内容)

ゴールド・キーパーのサービス内容は、次のとおりです。

#### (1) 持込預りサービス

お客様が所有している地金 (弊社製地金に限ります) をお預りするサービス。なお、お預りする地金の単位は第6条の規定によるものとします。

#### (2) 購入預りサービス

お客様が、弊社の別途指定するゴールド・キーパー取扱店 (以下「取扱店」といいます) の店頭で購入する地金を同時にお預りするサービス。なお、お預りする地金の単位は第6条の規定によるものとします。

#### (3) 地金による返却サービス

お預り地金の返却サービス。なお、地金による返却サービスに関しては、第12条の規定によるものとします。

#### (4) 金銭による返却 (現金化) サービス

お客様のご要望に基づき、お預り地金を、地金による返却に代えて、ロンドン地金市場協会 (LBMA) およびロンドン・プラチナ・パラジウム・マーケット (LPPM) の公認溶解検定業者として登録されている弊社を通じて、お預り地金に相当する公認ブランド地金を取引市場で売却し、その代金相当額から弊社所定の手数料相当額を控除した額として弊社所定の金銭を返却するサービス。なお、金銭による返却サービスに関しては、第13条の規定によるものとします。

### 第3条 (お客様の資格)

お客様がゴールド・キーパーのサービス内容を利用される為には弊社との間において本寄託契約を締結することを要し、また本寄託契約を締結することができるのは、日本国在住の成人の個人のみとします。

### 第4条 (本寄託契約)

1. お客様は、本約款を承認の上、以下に規定される申込書およびお預り地金を取扱店の店頭へ提出し、かつ以下に規定される全ての手数料を支払うことにより、本寄託契約の申込みをすることができます。なお、お客様は、ゴールド・キーパーご利用の際には弊社が指定する身分証明書を取扱店に提示するとともに、最初のご利用時には暗証番号を自ら設定し、第(1)号所定のゴールド・キーパー利用申込書に記入します。

#### (1) ゴールド・キーパー利用申込書

最初のご利用時のみに必要な、お客様の口座開設の為の申込書

#### (2) 口座開設手数料

最初のご利用時のみに必要な、お客様の口座開設の為の登録口座開設手数料

#### (3) お預り地金

お客様が持込み、または購入し弊社に預ける弊社製地金

#### (4) 持込預り申込書または購入預り申込書

お預りの種類に従って、いずれかをご提出頂きます。

#### (5) 持込預り手数料または購入預り手数料

お預り時に頂く手数料。但し、弊社は購入預り手数料を一定期間無料とすることがあります。

2. 前項の規定にかかわらず、弊社は、お客様お持込みの物件を弊社が鑑定した結果、地金に該当しないと判断した場合またはその他弊社所定の資格審査要件に満たない場合は、本寄託契約を締結することができない場合があります。

3. 弊社は、取扱店の店頭において第1項各号所定のものを受領し、本寄託契約の成立要件を確認することができたときは、お客様に対しお預りの種類に応じて取引内容を記載した確認書をその場でお渡しします。この場合、確認書には、お客様がゴールド・キーパーご利用の際に使用する利用者番号（以下「利用者番号」といいます）が記載されます。

4. 本寄託契約は、確認書がお客様にお渡しされた時点をもって成立するものとします。

5. お客様は、第7条所定の本契約期間内において、お預り地金の追加寄託のお申込みを、取扱店の店頭において行なうことができます。この場合、本条前各項の規定が適用されるものとします。

6. 第1項および前項の規定にかかわらず、お客様は、最初のご利用時を除いては、暗証番号の設定、第1項第(1)号のゴールド・キーパー利用申込書の提出および第(2)号の口座開設手数料の支払いを要しないものとします。

#### 第5条（利用者カード）

1. 弊社は、前条に基づく本寄託契約の成立時に、利用者番号が記載されたゴールド・キーパーのお客様カード（以下「利用者カード」といいます）をお客様にお渡しします。お客様は、取扱店の店頭において第2条所定のサービスを受ける為には、本寄託契約成立時の最初のご利用を除き、常に利用者カードを取扱店に提示しなければなりません。

2. 利用者カードは、お客様本人以外には利用することができません。

3. お客様は、利用者カードを紛失した場合は、直ちに弊社および警察にその旨届け出るものとします。

4. 利用者カードの再発行には、弊社所定の手数料をご負担頂きます。

#### 第6条（お預り地金の単位等）

ゴールド・キーパーにてお預りできる地金は、第1条に定める地金100g以上でかつ100g単位とし、それ以外の地金はお預りすることができません。また、お預り地金の限度数量は、弊社が別途定めることができるものとします。

#### 第7条（本契約期間）

本寄託契約の有効期間（以下「本契約期間」といいます）は、本寄託契約の成立した日から最初に到来する9月30日または3月31日のいずれか早い日までとします。但し、第15条および第16条のいずれの事由にも該当しない場合には、本寄託契約は以後同一内容にて更に6ヶ月間自動的に延長されるものとし、以後も同様とします。

#### 第8条（保管料）

1. 本寄託契約に係るお預り地金の保管料（以下「保管料」といいます）の算定基準は、本契約期間における毎日のお預り地金の残高重量を累積し、その結果を下記の「計算期間」の日数で除した平均重量（以下「平均重量」といいます）とします。

#### 記

「計算期間」とは、本寄託契約の成立した日、解約日または解除日の属する4月1日から9月30日または10月1日から翌年の3月31日までの6ヶ月間とし、その他延長された期間については、各々の6ヶ月間とします。

2. 前項所定の残高重量とは、毎日の23時30分時点におけるお預り地金の重量をいいます。

3. 保管料は、平均重量を基準に、弊社所定の金地金の保管料テーブルおよびプラチナ地金の保管料テーブルによりそれぞれ個別に算定します。

4. お客様は保管料を弊社の指定日までに、ご登録頂いた金融機関口座からの口座振替、その他弊社が指定する方法により支払うものとします。

#### 第9条（善管注意義務）

1. 弊社は、お客様がお預り地金の地金または金銭による返却サービスを受けるまでの間、お預り地金を善良なる管理者としての注意をもって保管します。

2. 弊社は、弊社が指定する一定の日に信用ある監査法人または公認会計士に対し、ゴールド・キーパーの検証業務を委託し、お預り地金の保管状況についての検証を受けるものとします。

#### 第10条（定期報告）

弊社は、本契約期間中、9月30日および3月31日現在におけるお客様のお預り地金の残高をゴールド・キーパー定期報告書にて報告します。

#### 第11条（譲渡禁止）

お客様は、弊社の事前の書面による承諾なくしてお預り地金またはお預り地金に係る一切の権利を第三者に譲渡または担保に供することはできません。万一、譲渡または担保に供した為に生じた紛議等について、弊社は一切責任を負いません。

#### 第12条（地金による返却サービス）

1. お預り地金の地金による返却サービスにおいて、返却する地金が金地金の場合は1kg以上1kg単位とし、プラチナ地金の場合は500g以上500g単位とします。
2. お客様は、弊社所定の申込書を弊社に郵送することにより、お預り地金の地金による返却サービスを申込みことができます。取扱店の店頭ではお取扱いができません。
3. 地金による返却サービスを利用される場合、お客様は、弊社所定の返却手数料を弊社指定の方法により支払うものとします。但し、弊社は返却手数料を一定期間無料とすることがあります。
4. 弊社は、第2項所定の申込書を受理し、相当の注意をもって利用者番号と届出印の印影確認を行った上でお客様にお預り地金を返却した場合は、本人確認に関するあらゆる責任を免れるものとします。
5. 弊社は地金による返却サービスの履行にあたっては、当該返却サービスの内容を記載した書面をお客様に送付します。
6. 弊社は、お預り地金の発送を、特段の事情がある場合を除き、第2項所定の申込書の受理日から弊社の7営業日以内に、お客様の登録住所宛てに弊社所定の方法により送付いたします。この場合、送料はお客様の負担とします。
7. お預り地金の返却は、お預り地金と同種、同等および本条第1項の単位をもって行ないます。
8. お客様は、地金による返却サービスによりお預り地金を受領した場合は、受領後7日以内に物品受領書を弊社宛てに送付するものとします。もし、お預り地金受領後7日以内に物品受領書が弊社に到達しない場合は、お預り地金の引渡しは完全に終了したものとみなします。
9. 弊社は、お客様によるお預り地金の受領後に生じた盗難、滅失、その他の危険および損害について一切責任を負いません。

#### 第13条（金銭による返却サービス）

1. お預り地金の金銭による返却サービスにおいて、金銭による返却の対象とできる地金は100g以上100g単位とします。
2. お客様は、弊社所定の申込書を取扱店の店頭へ提出または弊社に郵送することにより、お預り地金の金銭による返却サービスを申込みことができます。
3. 金銭による返却サービスにおいて会員に返却する金銭（以下「返却金」といいます）の額は、金銭による返却の申込みのあったお預り地金の重量に弊社店頭買取価格を乗じて算出した額によるものとします。弊社は、金銭による返却の計算結果等を記載した書面をお客様にお渡しまたは送付します。
4. 弊社は、返却金をお客様よりご登録頂いた金融機関口座に第2項所定の申込書の受理日から起算して弊社の5営業日以内にお振込みします。この場合、振込手数料はお客様の負担とします。
5. 弊社は、第2項所定の申込書を受理し、相当の注意をもって次の確認を行った上で金銭による返却サービスを実行したときは、本人確認に関するあらゆる責任を免れるものとします。
  - (1) 申込書の店頭への提出による場合は、利用者番号と暗証番号の確認
  - (2) 申込書の弊社への郵送による場合は、利用者番号と届出印の印影の確認

#### 第14条（反社会的勢力の排除）

1. お客様は、弊社に対し、自身またはその役職員が以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - (1) 暴力団
  - (2) 暴力団員
  - (3) 暴力団準構成員

- (4) 暴力団関係企業
  - (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
  - (6) その他前各号に準ずる者
2. お客様は、自身またはその役職員が自らまたは第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
- (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて弊社の信用を毀損し、または弊社の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為

#### 第15条 (中途解約)

1. お客様は、本寄託契約を解約し、お預り地金の地金による返却を受けることができます。但し、返却に際しては、第12条第1項所定の単位をもって行われるものとし、当該単位に満たない地金については、第13条所定の金銭による返却サービスに準じて金銭による返却を行い、弊社所定の日時の弊社店頭買取価格を乗じて算出した額の返却金をもって返却されるものとします。本寄託契約の解約については、弊社所定の方法によるものとします。
2. 前項の他、地金または金銭による返却によりお預り地金の残高がゼロとなった場合は、その時点をもって本寄託契約は解約されたこととなります。この場合、お客様は、当該解約の内容を、弊社からお客様にお渡しする書面により確認することができます。

#### 第16条 (契約解除)

1. お客様が次の各号の一つにでも該当した場合、弊社は何らの通告なく本寄託契約を解除することができます。この場合、お客様は保管料その他弊社に対する全ての債務を直ちに弁済しなければなりません。
  - (1) お申込時に虚偽の申告をしたとき
  - (2) 本約款の何れかに違反したとき
  - (3) 関係の法令に違反したとき
  - (4) 保管料を2回連続お支払い頂くことができなかつたとき
  - (5) 第10条所定のゴールド・キープ定期報告書が2回連続弊社に返送され、何ら連絡が取れないとき
  - (6) 破産、民事再生等の申立を受けたとき、または自ら申立てたとき
  - (7) 仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立、仮登記担保契約に関する法律第2条に定める通知もしくは租税公課の滞納その他滞納処分を受けまたはこれらの申立、処分、通知を受ける可能性のある事由を生じたとき
  - (8) その他、弊社がお客様につき不相当と判断したとき
2. 弊社は、前項の事由に基づき本寄託契約を解除するとき、お客様の弊社に対する残債務がある場合は、弊社の選択により、当該残債務を別途催告することによりお客様に弁済させる他、お預り地金の一部を、次に定める順位にて不足分だけ、第13条所定の金銭による返却サービスに準じて金銭による返却を行い、弊社所定の日時の弊社店頭買取価格を乗じて算出した額の返却金を当該残債務の弁済に充当することもできるものとします。
  - (1) 金とプラチナどちらかに第12条第1項の地金による返却サービスの取扱単位（以下「返却単位」といいます）に満たない重量がある場合、当該返却単位に満たない重量を優先して返却金による弁済充当の対象とします。
  - (2) 金とプラチナ双方に返却単位に満たない重量がある場合、まず金の返却単位に満たない重量を優先して返却金による弁済充当の対象とし、なお債務の弁済に不足があるときはプラチナの返却単位に満たない重量を返却金による弁済充当の対象とします。
  - (3) 金とプラチナ双方が返却単位ちょうどの重量の場合または前2号による弁済充当を行ってもなお債務の弁済に不足がある場合、まず金を返却金による弁済充当の対象とし、なお債務の弁済に不足があるときはプラチナを返却金による弁済充当の対象とします。

#### 第17条 (供託)

お預り地金の発送をしたにもかかわらず、相当期間を経過しても、お客様による受領がない場合、弊社は、お客様に対する何らの通知を要することなく、当該お預り地金を、任意の日時に第13条所定の金銭による返却サービスに準じて金銭による返却を行い、その返却金をお客様の登録された金融機関口座へお振り込みすることにより、弊社の義務を履行することができるものとします。当該お

振込みができない場合その他返却金についてお客様による受領がない場合、弊社は、当該返却金を東京法務局に供託することができるものとします。この場合、お預り地金の発送または返却金の振込に要した費用はお客様の負担とし、弊社はお預り地金の返却金の一部をしてこれに充当することができるものとします。

#### 第18条（届出事項の変更）

1. お客様は、弊社に届け出た自己の氏名・住所・金融機関口座等について変更があった場合は、直ちに弊社所定の変更依頼書により弊社に対し届け出るものとします。

2. 前項の届出がないため弊社からの通知または送付書類その他が延着し、または到着しなかった場合は、通常到着すべきときにお客様に到着したものとみなします。

3. 第1項の変更届出がなされる前に生じたお客様の損害については、弊社は一切責任を負いません。

#### 第19条（不可抗力）

法令の改廃・官の処分および戦争・暴動等の不可抗力、その他弊社にとってやむを得ない事由により、お客様と弊社との間において本寄託契約を継続したい事由が発生した場合、弊社は本寄託契約に基づく債務を免除されるものとし、次のとおり処理します。

1. 弊社はお客様に対しその旨を通知します。但し、弊社が通常の方法を用いても通知できないときは、通常到達すべきときに上記の通知が到着したものとみなします。

2. 弊社からの通知がお客様に到達した後、10日以内にお客様より弊社指定の方法に従ってお申し出があった場合は、弊社が業務を中止した日現在におけるお預り地金の全量を第12条所定の方法にて速やかにお客様に返却します。

3. 弊社からの通知がお客様に到達した後20日を経過したにもかかわらず、お客様より何らのお申し出がない場合は、弊社は、第13条所定の金銭による返却サービスに準じて金銭による返却を行い、弊社が業務を中止した日現在における弊社店頭買取価格を乗じて算出した額の返却金をお客様の登録された金融機関口座へお振込みすることにより、お預り地金を返却することによりお預り地金の返却に係る義務を履行したものとみなすことができます。

#### 第20条（合意管轄）

本約款に関する事項によりお客様と弊社との間で訴訟の必要が生じた場合は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第21条（約款の改定）

1. 本約款は、法令の変更、監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。

2. 本約款が改定されたときは、弊社は、お客様に対し、改定内容を通知し、または改定後の約款を送付します。但し、改定内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものでない場合、または改定内容が軽微である場合には、弊社ホームページへの掲載をもってこれに代えることができます。

3. 弊社が前項の通知等を行った後、お客様において、本寄託契約に基づきゴールド・キーパーを利用された場合、または所定の期日までに異議のお申出がない場合は、改定内容をご承認いただいたものとみなし、お客様と弊社との間には、以後改定後の約款が適用されるものとします。

以上

(2022年6月1日改定)

## 個人情報の取扱いに関する同意条項

田中貴金属工業株式会社（以下「弊社」といいます）は、本約款に基づくお取引に関連して弊社が取得したお客様の個人情報を、以下のとおり利用等するものとし、お客様はこれに同意するものとします。

### 1. 個人情報の利用目的について

弊社は、お客様からご提供いただいた個人情報を、以下の目的に利用させていただきます。

- (1) 弊社とお取引のあるお客様ご本人であるかどうかの確認
- (2) 弊社の各種サービスをご提供する際の判断
- (3) 郵便物や地金などの返却物の送付、及び返却金などの振込
- (4) 弊社や弊社グループ企業、弊社提携企業各社からの商品・サービスのご案内
- (5) お客様が弊社で購入された地金保管またはお客様からお預りした地金保管の妥当性を証明するための確認業務の実施
- (6) 弊社内で使用する統計資料の作成など、商品・サービスに係る研究・開発
- (7) その他法令に定められた義務を果たす場合

### 2. 個人情報の提供・共同利用について

弊社は、お客様からご承諾いただいた場合、規約・合意等がある場合、法令により必要と判断される場合、お客様または公共の利益のために必要と判断される場合、その他正当な理由のある場合には、弊社の保有する個人情報を第三者に提供することがあります。また、弊社は、お客様とのお取引の円滑な遂行、お客様に対する商品・サービスのご案内等のために、弊社グループ企業間にて個人情報を共同利用いたします。なお、詳細は、弊社グループホームページ (<https://www.tanaka.co.jp>) 上の個人情報の共同利用に関する公表事項をご参照ください。

### 3. 個人情報取扱い（業務）の委託について

弊社は、お客様に対する各種サービスのご提供、その他弊社の業務を行ううえで、弊社の保有する個人情報の取扱いの全部または一部を外部に委託することがあります。

### 4. 個人情報の開示等について

(1) 弊社の保有する個人情報のうち、開示等の対象となる個人情報（保有個人データ）について、お客様ご本人が、以下の各事項（以下「開示等」といいます）を希望される場合、弊社所定の手続きに従って開示等の請求を行っていただく必要があります。

- ① 保有個人データの開示
- ② 保有個人データの利用目的の通知
- ③ 保有個人データの内容の訂正、追加または削除
- ④ 保有個人データの利用停止、もしくは消去、または第三者提供の停止

なお、保有個人データの利用停止の結果、弊社のサービス等がご利用いただけなくなることを予めご了承ください。

(2) お客様が、保有個人データの開示等を請求される場合は、「TANAKA ホールディングス株式会社 個人情報ご相談窓口」（TEL 03-6311-5570 平日 9：00～17：00）までご連絡願います。但し、以下の何れかに該当する場合は、開示等の請求に対応できないこともございます。

- ① 開示等の請求の対象が保有個人データにあたらない場合
- ② 請求者がお客様ご本人であることの確認ができない場合
- ③ お客様ご本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ④ 弊社業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ⑤ 法令に違反することとなる場合

### 5. 任意項目の記入について

弊社とのお取引に関連して各種書類上にご記入いただく項目のうち、任意項目についても、ご記入がない場合には、転居等によって、お取引に関する電話でののご案内ができなくなる、郵便物が不達となるなど、お客様との連絡が取れなくなる場合や、緊急の際にお客

様への連絡が遅れてしまう場合がございますので、できるだけ任意項目のご記入もお願いいたします。

6. その他個人情報の取扱いについて

弊社グループホームページ (<https://www.tanaka.co.jp>) では、「個人情報の取扱いについて」を公表しております。

本条項に定めのない事項などについては、上記ホームページ上の記載をご参照ください。

以上

(2022年6月1日改定)

GK-103-02